

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月十四日

広島県人事委員会

委員長 舩木 孝和

広島県人事委員会規則第四号

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

職員の定年等に関する規則（昭和六十年広島県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤務延長)</p> <p>第三条 任命権者が勤務延長（条例第四条第一項の規定により職員を引き続いて勤務させることをいう。以下同じ。）を行う場合、勤務延長の期限を延長する場合又は勤務延長の期限を繰り上げる場合における職員の同意は、書面によつて（書面によらないことを適当と認める場合には、これに代わる適当な方法によつて）得るものとする。</p> <p>2 条例第四条第一項ただし書の規定による人事委員会の承認の申請は、別記様式第一号による異動期間を延長した職員の勤務延長承認申請書によつて行うものとする。</p> <p>3 条例第四条第二項の規定による人事委員会の承認の申請は、別記様式第二号による勤務延長の期限の延長承認申請書によつて行うものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(異動期間の期限の延長承認)</p> <p>第十条 条例第九条第二項及び第四項の規定による人事委員会の承認の申請は、別記様式第五号による異動期間の期限の延長承認申請書によつて行うものとする。</p> <p>(異動期間の延長等に係る職員の同意)</p> <p>第十二条 条例第十条に規定する職員の同意は、書面によつて（書面によらないことを適当と認める場合には、これに代わる適当な方法によつて）得るものとする。</p>	<p>(勤務延長)</p> <p>第三条 任命権者が勤務延長（条例第四条第一項の規定により職員を引き続いて勤務させることをいう。以下同じ。）を行う場合、勤務延長の期限を延長する場合又は勤務延長の期限を繰り上げる場合における職員の同意は、書面によつて得るものとする。</p> <p>2 条例第四条第一項ただし書の規定による人事委員会の承認の申請は、別記様式第一号による異動期間を延長した職員の勤務延長承認申請書によつて行うものとする。この場合において、当該申請書には前項の職員の同意を得たことを証する書面を添付するものとする。</p> <p>3 条例第四条第二項の規定による人事委員会の承認の申請は、別記様式第二号による勤務延長の期限の延長承認申請書によつて行うものとする。この場合において、当該申請書には第一項の職員の同意を得たことを証する書面を添付するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(異動期間の期限の延長承認)</p> <p>第十条 条例第九条第二項及び第四項の規定による人事委員会の承認の申請は、別記様式第五号による異動期間の期限の延長承認申請書によつて行うものとする。この場合において、当該申請書には第十二条の職員の同意を得たことを証する書面を添付するものとする。</p> <p>(異動期間の延長等に係る職員の同意)</p> <p>第十二条 条例第十条に規定する職員の同意は、書面によつて得るものとする。</p>

(定年前再任用希望者の同意)

第十五条 (略)

2 前項に規定する同意は、定年前再任用を行う前の適切な時期に、書面によつて(書面に
よらないことを適当と認める場合には、これ
に代わる適当な方法によつて)得るものとする。

(定年前再任用希望者の同意)

第十五条 (略)

2 前項に規定する同意は、定年前再任用を行う前の適切な時期に、書面によつて得るものとする。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。